

資料 2

H30 第 1 回地域包括支援センター運営協議会

第 2 層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置について

生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）に基づき、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を実施することにより、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を行い、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域ごとに配置します。

1. 目的

- 地域における生活支援体制の整備
- 地域包括ケア体制の強化
- 国が提唱する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現へのアプローチ

2. 業務内容

- 第 1 層生活支援コーディネーター、地域ケアネットワーク会議（協議体）、地域包括支援センター等と連携し、担当地域の高齢者を中心とした生活課題の解決に向けた各種の支援を行う。
- 地域包括支援センターが担ってきた地域ケアネットワーク会議の開催や地域の会議などへ出席し、地域課題や不足するサービスを把握する。
 - 地域関係者とのネットワークを構築する。
 - 社協や市などの地域担当者と連携し、情報共有を図る。
 - 住民同士のつながりや地域の資源を活用した生活支援提供体制構築への理解を求め、自主的な協働を働きかける。
 - 生活支援ニーズとサービスのマッチングを行う。
 - 地域にある資源が必要な人に行きわたるよう情報発信を行う。

3. 資格等

特に定められた資格要件は無いが、コミュニティー・ソーシャルワーカー養成研修受講者等を想定（配置後の受講も可能）

4. 配置先 地域包括支援センター毎に 1 名を配置

5. 配置時期 平成 30 年 10 月 1 日（予定）

6. 市の所管 健康福祉部 長寿介護課